

議案第 34 号

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す
る条例を次のように定める。

平成31年3月8日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和63年野
田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 防犯推進員の項及び家庭児童相談員の項を削る。

「
別表第2中

急病センター従事者（管理者を除く。）
防犯推進員

 を

「

急病センター従事者（管理者を除く。）

 に、

「

老人福祉推進員
介護保険訪問調査員
家庭児童相談員

 を

「

老人福祉推進員

 に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

防犯推進員及び家庭児童相談員の職の見直しに伴い、非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する規定を整備し、併せて必要な改正をしようとするものである。

参考資料

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和63年野田市条例第3号)

改 正 案	現 行																												
別表第1(第2条第1項)	別表第1(第2条第1項)																												
<table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>報酬額</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>(削る。)</td><td></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>(削る。)</td><td></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table>	区分	報酬額	(略)		(削る。)		(略)		(削る。)		(略)		<table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>報酬額</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>防犯推進員</td><td>日額 7,200 円</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>家庭児童相談員</td><td>日額 10,500 円以内 で市長が定める額</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table>	区分	報酬額	(略)		防犯推進員	日額 7,200 円	(略)		家庭児童相談員	日額 10,500 円以内 で市長が定める額	(略)					
区分	報酬額																												
(略)																													
(削る。)																													
(略)																													
(削る。)																													
(略)																													
区分	報酬額																												
(略)																													
防犯推進員	日額 7,200 円																												
(略)																													
家庭児童相談員	日額 10,500 円以内 で市長が定める額																												
(略)																													
備考 (略)	備考 (略)																												
別表第2(第5条第1項)	別表第2(第5条第1項)																												
<table border="1"> <tr> <th>職員</th><th>費用弁償</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td rowspan="7">3級の職務にある一般職の職員に支給すべき旅費に相当する額</td></tr> <tr> <td>急病センター従事者(管理者を除く。)</td></tr> <tr> <td>(削る。)</td></tr> <tr> <td>(略)</td></tr> <tr> <td>老人福祉推進員</td></tr> <tr> <td>(削る。)</td></tr> <tr> <td>(削る。)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table>	職員	費用弁償	(略)		(略)	3級の職務にある一般職の職員に支給すべき旅費に相当する額	急病センター従事者(管理者を除く。)	(削る。)	(略)	老人福祉推進員	(削る。)	(削る。)	(略)		<table border="1"> <tr> <th>職員</th><th>費用弁償</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td rowspan="7">3級の職務にある一般職の職員に支給すべき旅費に相当する額</td></tr> <tr> <td>急病センター従事者(管理者を除く。)</td></tr> <tr> <td>防犯推進員</td></tr> <tr> <td>(略)</td></tr> <tr> <td>老人福祉推進員</td></tr> <tr> <td>介護保険訪問調査員</td></tr> <tr> <td>家庭児童相談員</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table>	職員	費用弁償	(略)		(略)	3級の職務にある一般職の職員に支給すべき旅費に相当する額	急病センター従事者(管理者を除く。)	防犯推進員	(略)	老人福祉推進員	介護保険訪問調査員	家庭児童相談員	(略)	
職員	費用弁償																												
(略)																													
(略)	3級の職務にある一般職の職員に支給すべき旅費に相当する額																												
急病センター従事者(管理者を除く。)																													
(削る。)																													
(略)																													
老人福祉推進員																													
(削る。)																													
(削る。)																													
(略)																													
職員	費用弁償																												
(略)																													
(略)	3級の職務にある一般職の職員に支給すべき旅費に相当する額																												
急病センター従事者(管理者を除く。)																													
防犯推進員																													
(略)																													
老人福祉推進員																													
介護保険訪問調査員																													
家庭児童相談員																													
(略)																													